

京都芸術大学通信教育課程規程

[学部]

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 京都芸術大学通信教育部（以下「通信教育部」という）は、学校教育法第 84 条に基づき、主として通信教育の方法による教育の機会均等を目的とし、幅広い芸術教養を身につけ、自己と社会のなかにそれを生かした新しい創造を生み出すことができる、芸術的感性豊かな社会人を養成する。芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、人間形成の可能性の追究と専門的知識・技術の調和をはかることができる知識と技術を習得させることを教育研究上の目的とする。

本目的の実現に向けては三つの方針である「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を別表 3 のとおり定め、一貫した教育の諸活動においてその効果的な実施に努める。

学科の人材養成に関する目的は別表 4 のとおりとする。

- 2 通信教育部は前項の目的を達成するために、教育研究活動の状況についての点検及び評価を行う。

(学科)

第 2 条 通信教育部に次の学科を置く。

芸術学科
美術科
デザイン科
芸術教養学科

(修業年限および在籍年限)

第 3 条 通信教育部の修業年限を 4 年とする。

- 2 学生は 9 年を超えて通信教育部に在籍することができない
- 3 2 年次に編入学した者の修学年限は 3 年とし、8 年を超えて在籍することはできない。
- 4 3 年次に編入学した者の修学年限は 2 年とし、7 年を超えて在籍することはできない。

(学生定員)

第 4 条 通信教育部の学生定員を次のとおり定める。

学部・学科名	入学定員	編入学定員		収容定員
	1 年次	2 年次	3 年次	
芸術学部				9,670
芸術学科	130	10	260	1,070
美術科	150	10	260	1,150
デザイン科	800	10	950	5,130
芸術教養学科	330	0	500	2,320

第 2 章 教職員の組織

(教員組織)

第 5 条 通信教育部の授業には、原則として本学の通学課程の教員があたる。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。

- 2 学修指導および教育相談にあたる通信教育専門の教員をおくことができる。

(通信教育部長)

第 6 条 通信教育部に通信教育部長を置き、通信教育部の運営を統括する。

(通信教育部教授会)

第 7 条 通信教育部に通信教育部教授会を置く。教授会の細則は、京都芸術大学教授会規程による。

(通信教育部代表教授会)

第 8 条 通信教育部に通信教育部代表教授会を置く。代表教授会の細則は、京都芸術大学教授会規程による。

(事務局組織)

第 9 条 事務局長、課長、主任および職員で構成する事務組織を置き、通信教育部に関する事務を取り扱う。

第 3 章 教育課程および履修方法

(教育課程)

第 10 条 通信教育部において開設する総合教育科目、専門教育科目、資格関連科目における授業科目並びにその単位数は別表 1 の通りとする。

- 2 各科目群からの履修単位数は別表 1 のとおりとする。
- 3 履修科目は、これを 4 学年に配当する。

(再履修)

第 11 条 授業科目により、再履修を認める場合がある。

(教職課程の履修登録)

第 12 条 通信教育部において教育職員免許状授与のための所要資格を取得しようとする者は、2 年次以降に教職課程の履修登録をすることができる(2019 年度以前入学生まで)。

- 2 通信教育部において高等学校教諭 1 種普通免許状(美術)および中学校教諭 1 種普通免許状(美術)を取得しようとする者は、第 29 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教員免許法および司法施行規則の規定により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員課程の履修登録)

第 13 条 通信教育部において博物館学芸員のための所要資格を取得しようとする者は、2 年次以降に博物館学芸員課程の履修登録をすることができる。

- 2 通信教育部において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、第 29 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法および司法施行規則の規程により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(既修得単位の認定)

第 14 条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が本学に入学する前に他の大学、短期大学もしくは高等専門学校の専攻科において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。

- 2 前項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて 30 単位をこえないものとする。

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等の認定)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより

学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。

- 2 前項に規定するほか、文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることがある。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて30単位をこえないものとする。

第4章 授業および学修指導

(授業)

第16条 授業は、大学通信教育設置基準の定めるところにより、主として印刷教材等による授業(以下、通信授業と称する)、面接授業およびメディア授業により行う。

(単位の計算方法)

第17条 1単位は45時間の学修活動とする。

(通信授業)

第18条 通信授業は、印刷教材等による授業とし、テキストおよびシラバスを配付し、質疑応答、設定課題について学修報告の提出および添削指導その他適宜の方法によって行う。

(学修成果報告)

第19条 学生は、各講義の設題に対して一定期間に課題を提出しなければならない。

(面接授業)

第20条 面接授業は、原則として本学にて実施し、その時期については別川に定める。

(メディア授業)

第21条 メディア授業は、インターネット等を利用し、教材配信、質疑応答、学修報告の提出及びそれへの講評などの指導を行う授業をいう。

(質疑応答)

第22条 授業の内容に対して、質問票によりいつでも質問することができる。

(学習会)

第23条 第18条に規定した指導方法による以外に本学または全国各地において随時学習指導を行うことがある。

第5章 試験

(試験)

第24条 学生は科目ごとに指定された方法で可否を判定する試験を受けなければならない。

- 2 通信授業は課題に対して提出された学習成果物を採点することで試験とする。
- 3 通信授業の一部では課題に対して提出された学習成果物を採点する試験に加え、総合的な学習成果を採点する最終試験を受けなければならない。
- 4 面接授業およびメディア授業は授業時の成果物あるいは授業後のレポート、もしくはその双方を評価することで試験とする。

(通信授業の最終試験受験資格)

第25条 通信授業で最終試験が課せられる科目については、課題に対して提出された学習成果物が合格と認められた者に限り最終試験を受けることができる。

(成績評価)

第26条 試験および最終試験における成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
2 試験もしくは最終試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

(証明書の発行)

第27条 合格科目については、請求により単位修得証明書を与える。

(再試験)

第28条 卒業に関わる場合、不合格科目については、再試験を受けることができる。

第6章 卒業

(卒業の要件)

第29条 卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 30単位以上に該当する面接授業または、メディア授業を受けること。
- (2) 卒業研究・卒業制作を必修とする専門教育科目60単位以上(建築デザインコースは70単位以上)を含めた合計124単位以上を修得すること。
- 2 編入学および転入学した場合の卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 24単位以上に該当する面接授業または、メディア授業を受けること。
 - (2) 卒業研究・卒業制作を必修とする専門教育科目60単位以上(建築デザインコースは70単位以上)を含めた合計62単位上(建築デザインコースは72単位以上)以上を修得すること。
- 3 教育上有益と認めるときは、前項に次の各号の単位を含めることができる。ただし、次の各号をあわせて60単位をこえないものとする。
 - (1) 第14条に定める科目
 - (2) 第15条に定める科目

(卒業の認定および学位の授与)

第30条 第3条に規定する年数本学に在学し、前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項により卒業資格を得た者には、卒業証書および学士(芸術)の学位を授与する。

第7章 入学、退学、休学、復学、転学、転科、転籍および再入学

(二重学籍の禁止)

第31条 通信教育部の学生は、他の大学の正規の課程に在籍することを認めない。

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、4月および10月期開講時とする。

(入学資格)

第33条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定合格者含む)
- (7) 本学において、相当の年齢に達した者で高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者。

(入学志願の手続き)

第34条 入学志願者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、入学選考料20,000円を納入しなければならない。

(入学選考および許可)

第35条 入学は選考の上これを許可する。選考は、書類選考によるものとする。

(休学および退学)

第36条 病気その他やむを得ない事由により、休学または退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 休学、退学の細則は、別に定める規程による。

(復学)

第37条 休学した者は、学籍更新において復学、休学、退学のいずれかの手続きを行うものとする。

2 復学の細則は別に定める規定による。

(転科)

第38条 在籍学科から他学科へ専攻の変更を願い出たときは、選考のうえ、学長が許可することがある。

(編入学、転入学)

第39条 次の各号いずれかに該当するもので、本学に編入学または転入学を希望するものがあるときは選考のうえ、これを許可する。選考は、書類選考によるものとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学を退学した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程または国立工業教員養成所を卒業した者
 - (4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長の転学の承認を得た者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、法令で定める者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうち62単位を限度として認定することができる。
- 3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうちに、通信教育部の科目等履修生として履修した授業科目および修得した単位がある場合には、前項の認定単位の限度を超えて、入学後に履修および修得したものと認定することができる。
- 4 編入学、転入学の場合の入学選考料は20,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。

(再入学)

第40条 通信教育部を退学した者で、本学に再入学を希望するものがあるときは選考のうえ、これを許可する。選考は、書類選考によるものとする。この場合、退学前に修得した単位の全部または一部を既に履修したものとして認めることがある。ただし、通信教育部芸術教養学科については再入学を認めない。

2 再入学の場合の入学選考料、その他必要な手続きについては別に定める。

(転籍)

第41条 本学の通学課程の学生で、通信教育部に転籍する者については前条の規定を準用する。

第8章 科目等履修生

(科目等履修生)

第42条 科目等履修生とは、本学の学生以外のもので次の各号の一に該当し、通信教育部の授業科目のうち定められた1科目又は数科目の学科目について履修を許された者をいう。

- (1) 通信教育部の所定の学科目群からなる科目等履修生課程を履修する者
- (2) 通信教育部の面接授業の1科目又は数科目の学科目を専ら履修する者
- (3) 第33条に定める入学資格のない者で、通信教育部への入学を目的として所定の学科目群からなる特修生課程を履修する者

(科目等履修の入学資格および入学許可)

第43条 科目等履修生として入学を希望する者があるとき、本学の学生の学修の妨げにならないと認める場合に限り、これを許可する。その他必要な手続きについては別に定める。

2 科目等履修生の入学資格は履修を希望する学科目について学修し得る能力があると認められる者とする。

(科目等履修の期間)

第44条 科目等履修生の履修期間は半年又は1年とする。

2 科目等履修の開始時期は、4月1日もしくは10月1日とする。

3 第43条第1項第(2)号の履修期間、履修開始時期は、履修を行う面接授業の開始日および授業期間とする。

4 科目等履修生は休学することができない。

(履修科目の登録および単位認定等)

第45条 科目等履修生の科目登録については別に定める。なお、いったん登録した授業科目は、変更することができない。

2 第43条第1項第(1)号の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時に正科課程の単位として認め、請求により単位修得証明書を与える。

3 第43条第1項第(1)号以外の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時には正科課程の単位としては認めない。

(科目等履修生の通信教育部正科課程への入学)

第46条 第33条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として修得した

単位数その他の事項を勘案して別に定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えないものとする。

- 2 第33条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、卒業要件となる単位として認めることができる。
- 3 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、16単位以上を修得して第34条に定める書類を添えて通信教育部への入学を願い出た場合、学長は教授会の議を経て、第33条第7号に該当する者として正科課程への入学を許可することができる。
- 4 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、3項の規定により正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、30単位まで、卒業要件となる単位として認めることができる。
- 5 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、3項の規定により正科課程に入学した場合は、在籍年限終了または退学時には除籍する。

(規定の準用)

第47条 科目等履修生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を準用する。

第9章 学費等

(入学金)

第48条 入学を許可された者は、入学金30,000円、その他必要な納付金を納めなければならない。転入学および編入学の場合もこれに準ずる。

(授業料等)

第49条 授業料・補助教材費および設備費をもって学費とする。授業料は別表2の通りとする。

- 2 学費および諸費は、指定された期日までに納入しなければならない。但し、本学が認めた場合に限り、納入方法および時期については変更することができる。

(面接授業料、メディア授業料)

第50条 面接授業を受ける場合、講義科目は京都瓜生山キャンパス1単位8,000円、他会場1単位10,500円、演習・実習科目は京都瓜生山キャンパス1単位13,000円、他会場1単位16,000円とする。メディア授業を受ける場合、一部の授業を除き、メディア授業料は京都瓜生山キャンパスと同額とする。

- 2 面接授業、実験実習の費用およびその他必要な諸費は別にこれを徴収する。
- 3 特定の科目については別に定める場合がある。

(転科料)

第51条 転科料は、20,000円とする。

(休学科)

第52条 休学中の学費は、徴収しない。但し、別に定める休学科を納入しなければならない。

(科目等履修生の学費)

第53条 科目等履修生の学費は別に定める。

(手数料)

第54条 証明書の交付等については、所定の事務手数料を納めなければならない。

(除籍)

第55条 所定の期間中に授業料等納付金を納入せず、催促してもなお納付しない者は除籍する。

(学費等の不還付)

第56条 一旦納入した学費、その他の諸費はいかなる理由があっても返還しない。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第57条 通信教育部に奨学金の制度を設ける。

2 奨学金の支給等制度については、別に定める。

第11章 学生証

(学生証および受講証)

第58条 学生に対しては学生証を、科目等履修生に対しては受講証を、それぞれ交付する。

(学生証等の携帯)

第59条 学生および科目等履修生は常に学生証又は受講証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第12章 賞罰

(表彰)

第60条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第61条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められる者

第 13 章 学則の準用

(学則の準用)

第 62 条 学年および学期その他本規程に定めていない事項については、本学学則に準ずる。

附則

この規程は、2007 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2010 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2010 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、2013 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2015 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2016 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2018 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2023 年 10 月 1 日より施行する。